



第3次深谷市子供読書活動推進計画

2023-2027



深谷市教育委員会

ご あ い さ つ



読書は、子供の豊かな感性や表現力を育むとともに、創造力を豊かにするなど、心の成長に大きな役割を果たすものです。また、読書を通じて多くの知識を得たり多様な文化を理解したりするなど、社会や環境の変化に対応できる力を身に付け、人生をより深く生きる基礎を養うものです。

本市では、このような読書の意義を踏まえ、子供の読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「第1次深谷市子ども読書活動推進計画」、平成30年3月には「第2次深谷市子供読書活動推進計画」を策定し、子供の読書活動を推進してきました。その中で、平成30年11月には、読書への関心を高める取組の一つとして、本市独自の「ふかやふれあい必読書50」を選定し、選定図書を市立図書館や学校に配置することにより、子供の読書習慣の形成を進めております。

この度策定した「第3次深谷市子供読書活動推進計画」は、これまでの成果と課題を踏まえて、本市の未来を担う子供たちの読書活動に関する今後5年間の具体的な施策を示しております。

今後も、家庭、地域、学校等が連携して本計画の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、「深谷市子供読書活動推進協議会」委員をはじめ関係者の皆様には、貴重な御意見や御提言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和5年3月

深谷市教育委員会教育長

小柳 光春

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 国や県の動向	1
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
5 計画の対象	2
6 計画の位置付け	3

第 2 章 第 2 次計画の成果と課題等

1 読書状況にかかるアンケート調査結果	4
(1) 幼稚園、保育園	
(2) 保護者	
(3) 小学生、中学生	
2 読書推進活動にかかるアンケート調査結果	14
(1) 幼稚園、保育園	
(2) 小・中学校	
(3) 高等学校	
3 第 2 次計画の成果と課題	16

第 3 章 計画の基本方針

1 基本理念	28
2 基本方針	28
(1) 家庭、地域、学校等で子供が読書に親しむ 機会の提供と環境の整備	
(2) 子供の読書活動に関する啓発、広報の推進	
(3) 子供が読書に親しむための推進体制の整備	
3 成果目標	30

第 2 部 各 論

第 1 章 家庭、地域、学校等で子供が読書に親しむ

機会の提供と環境の整備

1	家庭における推進	3 1
2	地域における推進	3 4
	(1) 図書館における推進	
	(2) 図書館資料の整備・充実	
	(3) 市民団体等における推進	
3	学校等における推進	4 0
	(1) 幼稚園、保育園等における推進	
	(2) 小学校、中学校における推進	
	(3) 読書に障害のある子供の読書活動の推進	
4	図書館、学校、市民団体等の連携	4 6

第 2 章 子供の読書活動に関する啓発、広報の推進

1	地域における啓発、広報	4 8
2	学校等における啓発、広報	5 0

第 3 章 子供が読書に親しむための推進体制の整備

1	図書館と学校等の連携	5 2
2	市の推進体制の充実	5 4

第 3 部 資 料

1	用語解説	5 5
2	法令等資料	5 9
3	協議会設置要綱・名簿	6 3
4	策定までの経緯	6 6

第 1 部 総論

第 1 章 策定の趣旨

1 計画策定の目的

子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。また、子供は本の中から、多くの知識と多様な文化を理解し、人生を豊かにする表現力や想像力、そして、社会や環境の変化に主体的に対応できる力を身に付け、人生を生きるための土台を築いていきます。

近年、子供を取り巻く社会環境は、少子化に加え、情報化やグローバル化の進展により急激に変化しており、インターネット環境やスマートフォンなどの情報通信機器の急速な普及・発達、子供の生活習慣や読書環境に大きな影響を与えていると言われています。

こうした中で次代を担う子供たちを育てるためには、全ての子供が家庭や学校などにおいて自主的に読書ができるよう、読書に親しむ機会の提供や読書環境を社会全体で整える必要があります。

市では、子供の読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25（2013）年 3 月に「第 1 次深谷市子ども読書活動推進計画」を、平成 30（2018）年 3 月には「第 2 次深谷市子供読書活動推進計画（以下「第 2 次計画」という。）」を策定し、家庭、地域、学校等が連携して、子供の読書活動の推進を図ってきました。本市の未来を担う子供が、今後も引き続き、自主的に読書活動に取り組み、生きる力を身に付けた子供へと成長することを目指し、家庭、地域、学校等が連携して子供が読書に親しむ機会の提供や環境の整備に努めていくため、これまでの成果と課題を踏まえて、「第 3 次深谷市子供読書活動推進計画」を策定するものです。

2 国や県の動向

国では、平成13（2001）年12月に子供の読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を公布・施行し、平成14（2002）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。平成30（2018）年度には「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」として計画を改定し、子供の読書活動の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に推進しています。

これを受け埼玉県では、県内の子供読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成16（2004）年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、4次にわたる5か年計画として、平成21（2009）年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」（第二次）を、平成26（2014）年7月に「埼玉県子供読書活動推進計画」（第三次）を、平成31（2019）年3月に「埼玉県子供読書活動推進計画」（第四次）を策定し、県内における子供の読書活動が一層活発化するように努めています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。なお、今後の社会情勢や子供たちを取り巻く地域社会の変化等に応じ、適切に見直しを行います。

4 計画の構成

本計画は次のとおり構成します。

第1部「総論」：子供の読書活動に関する市の考え方を示します。

第2部「各論」：子供の読書活動を推進するための方策を示します。

第3部「資料」：用語解説、引用法令等を示します。

5 計画の対象

本計画の対象は、子供（おおむね18歳以下の者）とします。

6 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「埼玉県子供読書活動推進計画」を参酌し、子供読書活動に係る施策を本市の実情に応じて総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

また、深谷市総合計画を上位計画として、深谷市教育振興基本計画との整合性を図りました。



深谷市立図書館



上柴図書館



岡部図書館



川本図書館



花園こども情報交流図書館



第 2 章 第 2 次計画の成果と課題等

1 読書状況にかかるアンケート調査結果

アンケートは、第 2 次計画策定時から毎年度、小・中学生を対象に読書活動の現状を把握するため、定期的を実施してきました。

子供の読書活動については、市内の小学 2 年生、5 年生及び中学 2 年生を対象に小・中学校各 6 校からそれぞれ 1 クラスを選び、アンケートを行いました。

また、令和 4（2022）年度には、市内幼稚園、保育園及び認定こども園 47 施設を対象に、施設やそこに通う園児の保護者に読み聞かせ等についてのアンケートを実施しました。

（1） 幼稚園、保育園

ア 「読み聞かせを実施していますか。」 （回答数：47）

アンケートに回答したすべての幼稚園、保育園で読み聞かせが行われており、園児に対する読書活動の充実が図られています。

イ 「図書コーナー等がありますか。」 （回答数：47）

図書コーナーや本棚の有無でも、すべての園で設置されており、着実に整備が進んでいることがわかります。



幼稚園の図書コーナー

(2) 保護者

ア 「子供たちに本の読み聞かせをしていますか。」

(回答数：781)



イ 「読み聞かせの頻度を教えてください。」(回答数:694)

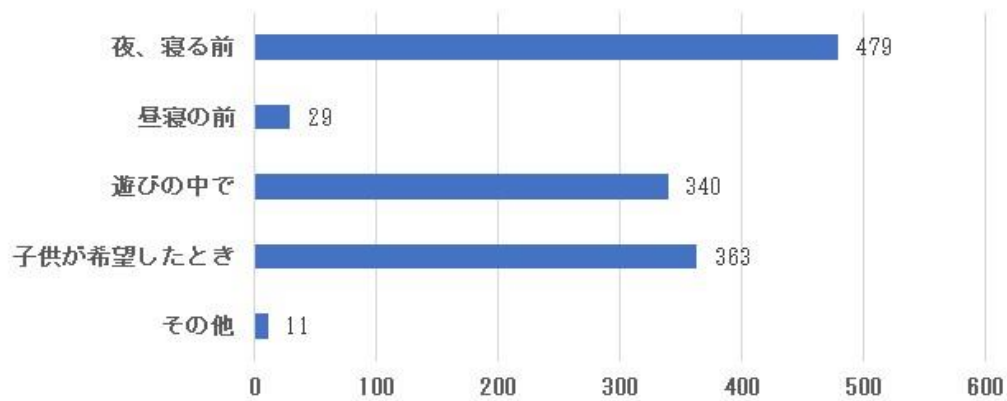


家庭で読み聞かせを「している」保護者が694人(88.9%)、また、読み聞かせの頻度については、「毎日」、「ほぼ毎日」と答え、継続して子供に読み聞かせをしている保護者が340人(49.0%)、「週に1回程度」、「ときどき」と回答した保護者が354人(51.0%)で、ほぼ5割の保護者が日常的に読み聞かせを行っています。

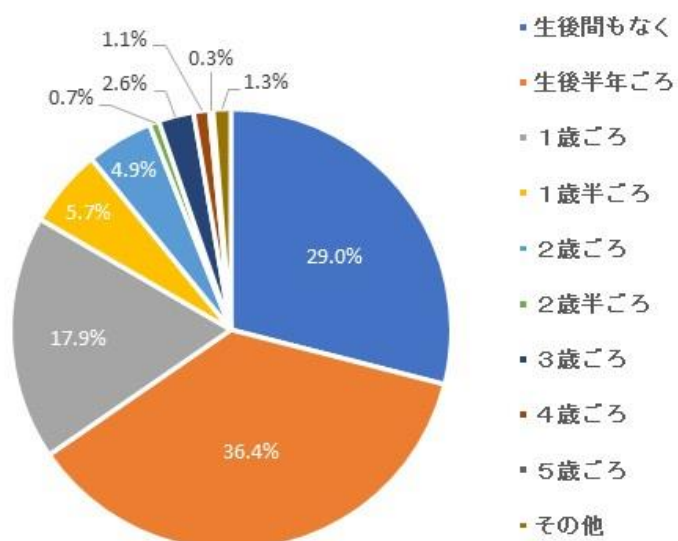
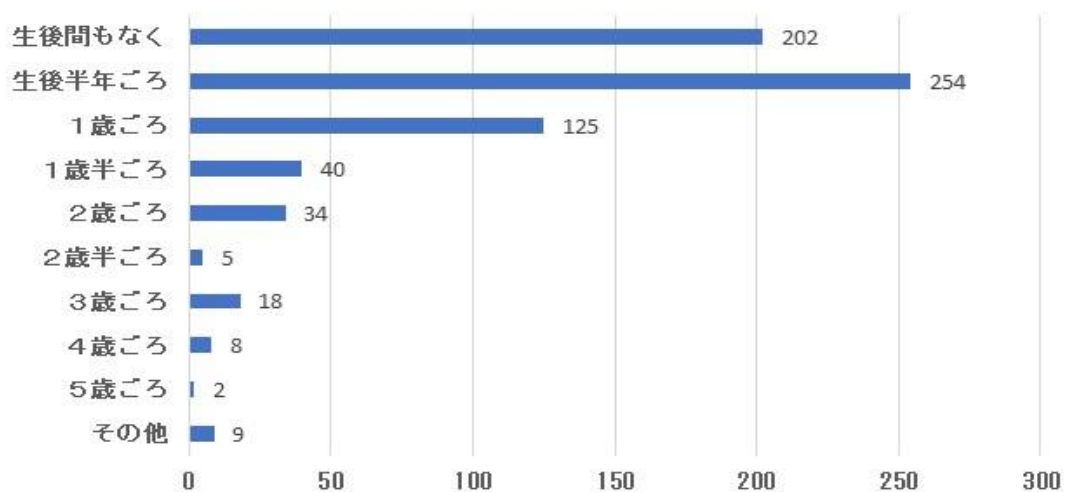
今後は、家庭で日常的に読み聞かせを行えるよう、図書館などで読み聞かせに必要な絵本や児童書を整備し、支援を行っていく必要があります。

ウ 「読み聞かせをするときを教えてください。」（複数回答）

（回答数：1,222）



エ 「読み聞かせを始めた時期を教えてください。」（回答数：697）

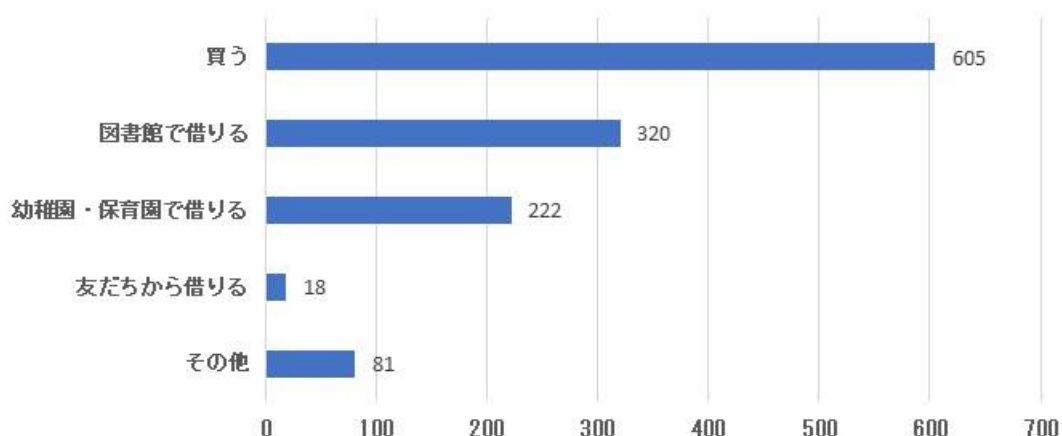


読み聞かせを始めた時期については、「生後まもなく」、「生後半年ごろ」、「1歳ごろ」が上位を占めており、「生後まもなく」から「1歳半ごろ」までの合計が621人（89.1％）で、全体の約9割になっています。このように、比較的早い時期から、家庭において子供への読み聞かせが行われていることが分かり、保護者への家庭での読み聞かせの意義等の啓発が進んでいます。

今後も継続して啓発を進めていく必要があります。

オ 「読み聞かせの本はどのように入手されますか。」（複数回答）

（回答数：1,246）

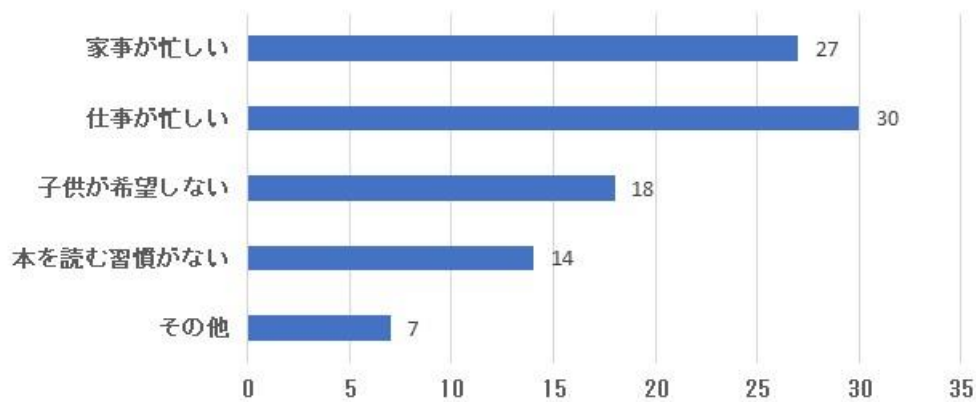


本の入手方法については、「買う」が一番多く、次いで「図書館で借りる」が2番目に多いという結果でした。

多くの保護者は必要とする本を自ら購入により入手していますが、幼稚園、保育園及び図書館では、購入することが難しい保護者のため、本を整備していく必要があります。また、読み聞かせする本を選びやすいよう、ブックリスト*を整備する必要があります。

カ 「読み聞かせをしない、しなくなった理由を教えてください。」

(複数回答)(回答数：96)

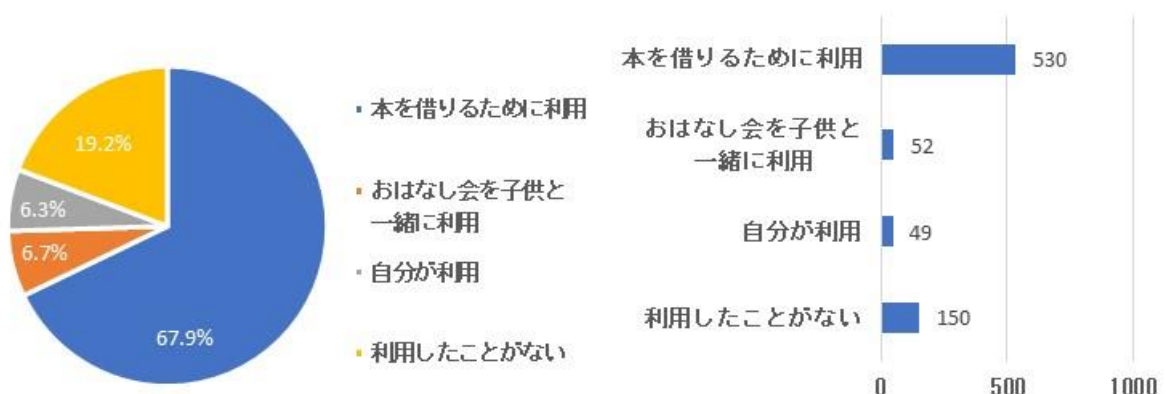


家庭での読み聞かせをしない、しなくなった理由については、「家事が忙しい」、「仕事が忙しい」、「子どもが希望しない」が主な回答でした。

今後は、読書の楽しさを伝えることができるよう、4か月児健診において図書館行事等を周知し、また、子供と保護者が図書館や子育て支援センター等で実施する「おはなし会」に参加しやすくなるよう、日程や内容等を工夫する必要があります。

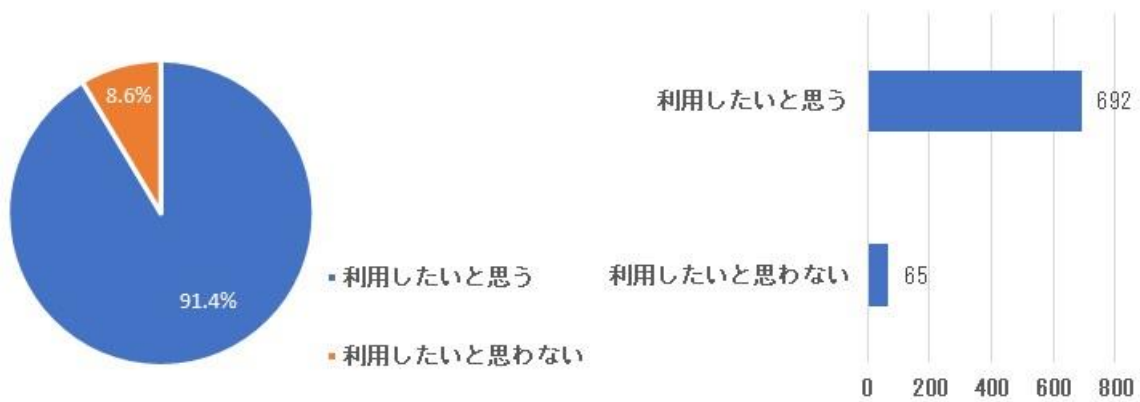
キ 「図書館を利用したことがありますか。」

(回答数：781)



ク 「図書館を利用したいと思いますか。」

(回答数：757)



図書館を利用したことがない保護者はわずかで、ほとんどの保護者は「利用したいと思う」という回答でした。

これからも、図書館等では広報やホームページなどあらゆる機会を通じて保護者に対し、家庭での読書活動の意義について、周知・啓発をしていく必要があります。



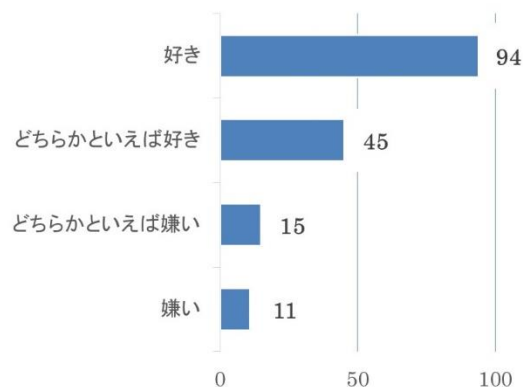
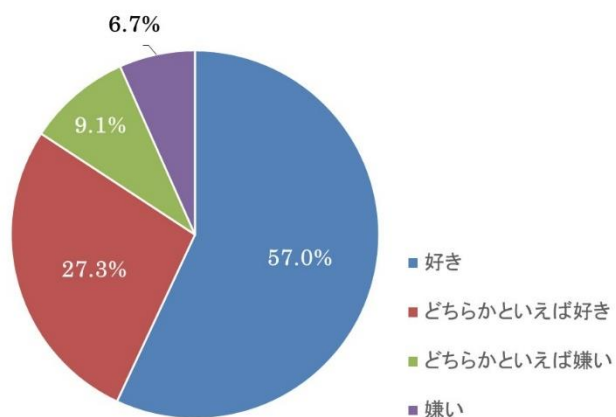
深谷市立図書館の書架

(3) 小学生、中学生

ア 「あなたは、本を読むことが好きですか。」

□ 小学2年生

(回答数: 165)

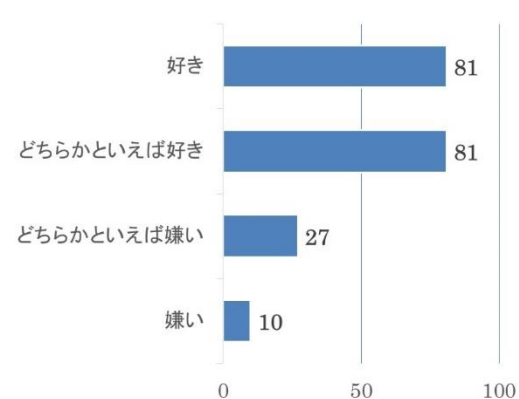
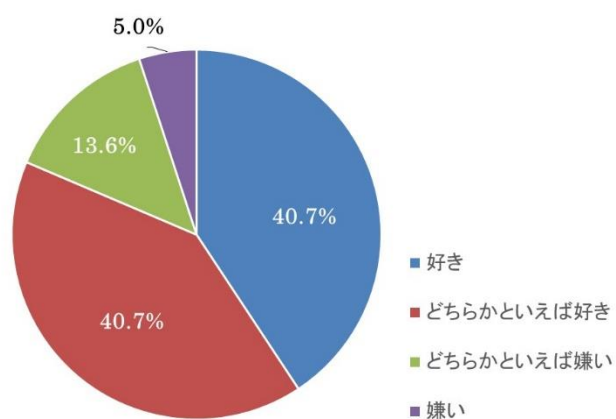


※「好き、どちらかといえば好き」と答えた回答者の割合

平成30年度	⇒	令和4年度
87%		84%

□ 小学5年生

(回答数: 199)

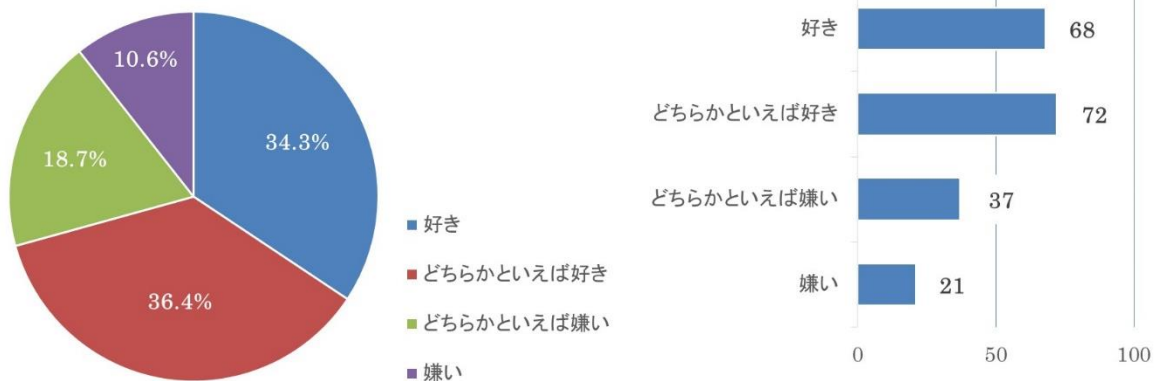


※「好き、どちらかといえば好き」と答えた回答者の割合

平成30年度	⇒	令和4年度
79%		81%

□ 中学 2 年生

(回答数：198)



※「好き、どちらかといえば好き」と答えた回答者の割合

平成 30 年度	令和 4 年度
75%	71%

最新の調査では、小学 2 年生は 139 人 (84.2%)、小学 5 年生は 162 人 (81.4%)、中学 2 年生は 140 人 (70.7%) が、「好き」、「どちらかといえば好き」と回答しました。

一方、「読書が嫌い」、「どちらかといえば嫌い」と答えた子供は、小学 2 年生が 26 人 (15.8%)、5 年生が 37 人 (18.6%)、中学 2 年生が 58 人 (29.3%) という結果でした。

第 2 次計画策定時の調査と比較すると、「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた子供の割合は、小学 5 年生で増加した一方、小学 2 年生と中学 2 年生では減少しました。

全体では、「読書好き」の子供が 441 人 (78.5%) と多いことが分かりましたが、一方で「読書が嫌い」と答える子供が一定数存在していることから、低学年のときの読書習慣が継続するよう支援していくことが求められています。

イ 「あなたは、令和４年６月中に何冊、本を読みましたか」
 （教科書やマンガ、雑誌は含みません）

□ 小学２年生

（回答数：１６３）

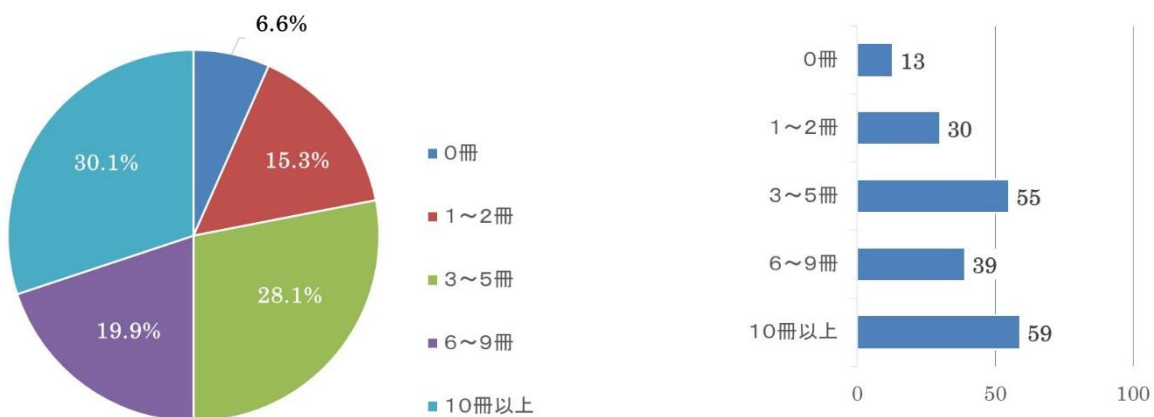


※「０冊」と答えた回答者の割合

平成３０年度	令和４年度
１％	５％

□ 小学５年生

（回答数：１９６）

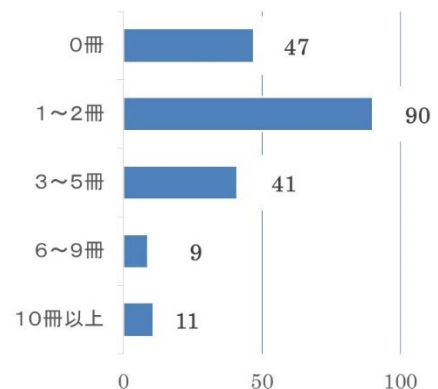
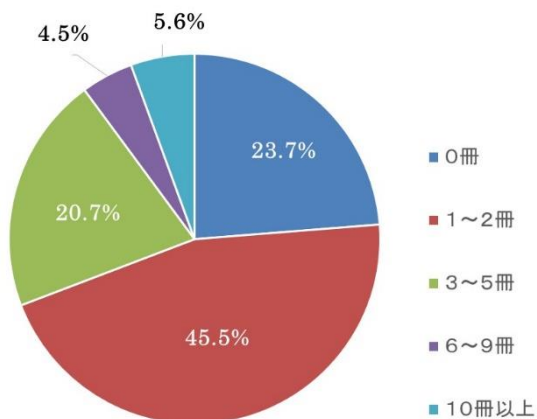


※「０冊」と答えた回答者の割合

平成３０年度	令和４年度
４％	７％

□ 中学 2 年生

(回答数：198)



※「0冊」と答えた回答者の割合

平成30年度	令和4年度
12%	24%

最新の調査では、全体で月に「1冊以上」本を読む子供が 489 人（87.8%）と全体の約 9 割となっています。

学年別では、小学 2 年生が 155 人（95.1%）、小学 5 年生が 183 人（93.4%）、中学 2 年生が 151 人（76.3%）となっています。

一方、「0冊」と回答した本を読んでいない子供が全体で 68 人（12.2%）いました。

学年別では、小学 2 年生が 8 人（4.9%）、5 年生が 13 人（6.6%）、中学 2 年生が 47 人（23.7%）となっており、第 2 次計画策定時の調査と比較して、小学 2 年生、5 年生及び中学 2 年生のいずれにおいても「0冊」と回答した割合が増加しています。今後は、すべての世代に対して、「0冊」と回答する割合を減少させていくための取組が必要になります。

なお、子供が本を読まない理由としては、「ゲーム機・パソコン・スマートフォンなどで遊ぶ方が楽しい」、「友だちと遊ぶ方が楽しい」、「塾や習い事、スポーツの練習で忙しかった」が主な回答でした。

2 読書推進活動にかかるアンケート調査結果

市内の幼稚園、保育園、小・中学校及び高等学校において、読書活動を推進する取組についてアンケートを令和4（2022）年6月に実施しました。

（1） 幼稚園、保育園

市内の公立幼稚園及び保育園計12園で行われている読書推進活動について調査しました。その結果、すべての幼稚園、保育園で通年にわたって職員や保護者、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ、絵本の貸出しや購読のあっせんを行っています。幼稚園、保育園において園児に対する読書活動の充実が図られています。

今後も継続して幼稚園、保育園で園児に本の楽しさを知ってもらい、また興味を持ってもらうための活動を推進する必要があります。

（2） 小・中学校

市内の公立小・中学校29校を対象にした読書推進活動に対する取組について調査したところ、小学校においてはボランティアなどによる読み聞かせや語り聞かせ（ストーリーテリング）*の開催など、中学校では授業時間前の朝読書*の実施や学級文庫の設置など、すべての学校で継続的に実施されていることがわかりました。子供たちの読書の習慣づけに効果を上げています。

このほかに中学校では、図書だよりや図書委員による本の紹介、読書月間の実施など生徒を中心とする図書委員会によって運営される事業など自主的な活動も盛んに行われています。

今後は、読書手帳*や家読^{うちどく}*など一部の学校で行われている読書推進の取組を広げていく必要があります。

(3) 高等学校

市内の公立及び私立高等学校計5校における読書推進活動についてのアンケートを実施しました。読書推進活動の内容としては、新入生に対する図書館利用についてのオリエンテーションの実施による図書館利用への誘導及びブックポップ*の作成やビブリオバトル*の開催により読書に対する興味と意欲の向上を図る取組を行っています。

今後は、引き続き高校生が読書活動に興味を持てるようなイベントを実施し、生徒一人一人の興味・関心や学習目的に応じた幅広い作品に触れることができるよう、効果的な読書推進活動の実施を図っていく必要があります。



学校図書館での様子



学校図書館での読書（埼北よみうり提供）

3 第2次計画の成果と課題

第2次計画では、子供が自ら進んで読書に親しむには家庭、地域、学校等の3つの「場」の連携が重要課題であるとして、子供が早くから読書習慣が身に付くよう、各種事業を行ってきました。

第2次計画における基本方針ごとに、成果と課題を検証します。

(1) 家庭、地域、学校等で子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備

ア 家庭における推進

〔取組状況〕

家庭における読書の推進のため、図書館では平成13（2001）年度から4か月児健診時に絵本の読み聞かせと紹介を行ってきましたが、平成28（2016）年度からは、「ふっかちゃん子ども福祉基金」を活用して、市のイメージキャラクター「ふっかちゃん」を主人公とした絵本「ふっかちゃんとあそぼ」を制作し、健診を受けたすべての赤ちゃんとその保護者に読み聞かせとメッセージを添えた絵本をプレゼントする「ブックスタート*」事業を開始しました。ブックスタート*では、図書館の利用案内や図書館が薦める絵本のパンフレット配布、YouTube（ユーチューブ）*を活用した読み聞かせ動画の紹介、読書の意義や重要性についての説明を行い、家庭における読書活動を支援するとともに啓発に努めてきました。



4か月児健診でのブックスタート

〔課題〕

乳幼児期からの読み聞かせ体験は、子供と読書を結ぶ最初のきっかけであることから、引き続き、4か月児健診時におけるブックスタート*を継続するとともに、今後は幼稚園や保育園、小・中学校等と図書館が連携し、発達段階に応じた家庭での読書活動の重要性についての周知・啓発をさらに進めていく必要があります。

イ 地域における推進

○図書館における推進

〔取組状況〕

図書館では、ボランティアの協力を得ながら「おはなし会」や「映画会」などの事業を実施し、多くの子供が成長に応じた読書体験を深めることができるよう活動してきました。また、事業への参加者を増やしていくため、「おはなし会」など図書館の各種事業について、ホームページや広報を通してPRを行ってきました。おはなし会等への参加人数は、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、減少しましたが、おはなし会等各種事業の実施や絵本・児童書等の子供向け資料の幅広い収集を行い、子供が自ら読書するための機会の提供と環境整備に努めてきました。

〔課題〕

子供を取り巻く社会環境等の急激な変化等により、子供の読書離れが進んでいる状況です。今後も図書館は、地域における子供の読書活動の推進拠点として、学校やボランティア等と連携し、成長段階に応じた事業の展開や読書相談などを充実していく必要があります。

また、ICT*を活用した取組を検討するなど、子供が読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備に努めていく必要があります。

※ボランティア…図書館では、読み聞かせ、書架整理、布絵本制作、点訳、音訳等のボランティアが活動しています。



ボランティア養成講座の様子



おはなし会の様子

○図書館資料の整備

〔取組状況〕

深谷、上柴（旧 L・フォルテ図書室）、岡部、川本及び花園図書館における児童書の冊数は、令和 4（2022）年 3 月末現在約 119,000 冊であり、第 2 次計画策定時より約 15,000 点増加しました。また、児童コーナーに加え、新たに中学生、高校生を中心とした世代（ヤングアダルト*）のための専用コーナーを各図書館に設置し、それぞれの年代に応じた興味を引く資料を幅広く収集し、利用促進に努めました。

〔課題〕

児童書の貸出冊数は、令和 3 年（2021）年度は約 220,000 冊で、第 2 次策定時より約 17,000 冊減少しています。貸出人数及び貸出点数についても、0 歳から 12 歳までの乳幼児から小学生までの層及び 13 歳から 18 歳までの中学生から高校生までの層（ヤングアダルト*）がともに減少しています。新型コロナウイルス感染の影響や少子化による子供の数の減少などが貸出点数減少の原因として考えられますが、今後は、子供の読書ニーズを把握し、子供の読書意欲を増進させる取組や資料整備をさらに進めていく必要があります。

図書館利用者の推移

対象年齢	0 歳から 12 歳		13 歳から 18 歳	
年 度	貸出人数 (人)	貸出点数 (点)	貸出人数 (人)	貸出点数 (点)
H29	23,020	123,280	3,065	11,675
H30	22,706	121,842	2,995	11,018
R 1	21,717	121,419	3,167	11,751
R 2	13,199	77,003	2,068	7,955
R 3	20,896	109,761	2,574	9,684

（視聴覚資料を含む）

○市民団体等における推進

〔取組状況〕

市内の図書館や幼稚園、保育園、小・中学校では、読み聞かせや語り聞かせ（ストーリーテリング）、書架整理等でボランティアや協力団体が活躍し、子供の読書活動の推進に大きな役割を果たしてきました。

〔課題〕

今後もボランティア等による子供の読書活動推進の取組が継続されるよう講座や研修会を実施し、ボランティアへの支援を行うとともにさらに連携を進めていく必要があります。

ウ 学校等における推進

○幼稚園、保育園等における推進

〔取組状況〕

市内の幼稚園、保育園においては、それぞれの発達段階における子供の読書への動機づけや習慣化など様々な方法で読書推進活動を進めてきました。幼稚園及び保育園では、日常の活動の中でボランティアと連携して読み聞かせやおはなし会を実施したほか、図書の貸出や購入のあっせんなどを行うなど、家庭での読書活動を支援してきました。

〔課題〕

保護者へのアンケートにおいて、読み聞かせを行わなくなった理由が「仕事が忙しい」、「家事が忙しい」との回答が多数を占めていることから、子供の読書活動の重要性についてさらに啓発を進めるとともに引き続き、家庭での読書活動を支援していく必要があります。



幼稚園での絵本の読み聞かせ



幼稚園での読書

○小・中学校における推進

〔取組状況〕

小・中学校においても幼稚園、保育園と同様にボランティアとの協働による読み聞かせや語り聞かせ（ストーリーテリング*）などの読書推進活動が行われており、児童生徒の読書活動の定着に効果を上げてきました。また、授業前の時間を利用した朝読書*への取組や読書月間の設定など、多くの学校で取組まれている活動のほかに、「読書ビンゴ」や「読書キャンペーン」などを実施し、読書量の多かった児童生徒を表彰するなどの取組を行っている学校もありました。読書自体は個人として行うものですが、このように集団で目標設定し、達成することが読書活動を習慣化するための一つの手法として実施されています。

〔課題〕

小学生、中学生へのアンケートにおいて、「読書が嫌い」、「1 か月間に読んだ本の冊数が0冊」と答える児童生徒が一定数おり、今後も子供が読書に親しめるよう、また、自ら進んで読書を行えるよう読書活動の習慣化のための取組を継続して実施していく必要があります。



学校図書館での読書（埼北よみうり提供）



学校図書館の本の紹介

○読書に障害のある子供の読書活動の推進

〔取組状況〕

市内の小・中学校や特別支援学校では、図書や絵本を教材とした様々な工夫をこらした取組を行い、読書に障害のある子供の読書活動を支援してきました。また、図書館では、拡大読書機や読み上げ機、タブレット端末を設置し、大活字本、点字図書、ＬＬブック*、デージー資料*及びマルチメディアデージー資料*などの収集を行い、読書環境の整備を図るとともに、図書館ホームページに「バリアフリーサービス*」ページを設け、読書に障害のある子供に対する図書館サービスについて情報提供を行ってきました。

〔課題〕

今後も市内小・中学校の特別支援学級や特別支援学校と連携して、読書に障害のある子供が、快適に読書ができる資料や機器を整備するとともに、利用推進を図るためのＰＲ活動を行っていく必要があります。また、グローバル化の進展に伴い、日本語を母語としない子供が読書活動を行えるよう環境を整える必要があります。



マルチメディアデージー資料*閲覧用パソコンとタブレット端末

エ 図書館、学校、民間団体等との連携

〔取組状況〕

図書館でのおはなし会や学校等における読み聞かせなどは、以前からボランティアの支援を受けながら行ってきました。また、図書館利用者からのリクエストについては、県内図書館からの相互貸借を活用するなど、広範な要望に应运ってきました。さらに、学校やボランティア団体等に対し、図書館資料の団体貸出を行うなど、学校や市民団体等と連携し、子供の読書活動を支援してきました。団体貸出冊数は、令和２年度に新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少したものの増加傾向にあり、連携が進んできています。

〔課題〕

今後も図書館や学校、ボランティア等がより緊密に連携し、子供の読書活動を支援するための取組をさらに進めていく必要があります。

市内幼稚園、保育園、学校等への団体貸出のさらなる利用促進のため、図書館が主体となって調べ学習等で活用できる蔵書の整備を図るとともに、PRを行っていく必要があります。

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
団体貸出冊数(冊)	2,134	2,268	2,603	2,009	2,427



おはなし会の様子

(2) 子供の読書活動に関する啓発、広報の推進

1 地域における啓発、広報

〔取組状況〕

図書館では、子供が読書に興味をもてるよう、毎年4月23日を中心に設定されている「こどもの読書週間」にあわせた推薦図書の展示や夏休み読書フェア、秋の読書週間、七夕、クリスマスなど季節にあわせた図書展示、「おはなし会」や「映画会」など各種事業を実施してきました。各種事業については、「図書館だより」や「広報ふかや」、「図書館ホームページ」に記事を掲載し、市民への周知を図るとともに、参加者への定期的なアンケート実施によりニーズの把握に努めてきました。さらに、図書館ホームページに「こどもページ」を設け、子供が見やすい、わかりやすい画面づくりを行い、子供への周知・啓発にも努めてきました。

〔課題〕

子供を取り巻く読書環境は著しく変化しており、小・中学生アンケートにおける本を読まない子供の割合は増加傾向にあります。今後は、子供の読書ニーズの把握に努めるとともに、子供が自ら読書に関する情報に触れられるようインターネットの活用をさらに進めるなど、情報化に対応した啓発・広報の充実に努めていく必要があります。

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
ブックスタート読み聞かせ体験者数(人)	1,013	965	861	中止	中止

※令和2年度、令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
おはなし会等参加者数(人)	2,172	2,733	2,250	109	434

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
図書展示等の実施回数(回)	43	19	17	19	22

2 学校等における啓発、広報

〔取組状況〕

市内小・中学校等では、子供の読書活動に関する啓発・広報活動として「図書だより」の発行や「読書月間」の設定、お薦め本コーナーの設置のほか、「ふかやふれあい必読書50*」や「埼玉県推奨図書」などの紹介を行ってきました。また、市内の幼稚園、保育園においては、「園だより」や保護者研修会等を通じ、優良絵本の紹介や絵本の選び方を紹介するなどの活動を行い、子供の自主的な読書活動の支援に努めてきました。

〔課題〕

子供の自主的な読書活動の確立のためには、保護者が読書の意義や重要性を認識することが不可欠であることから今後は、保護者など大人を含めた読書活動の啓発や広報をさらに充実していく必要があります。



学校図書館の本の紹介

（３） 子供が読書に親しむための推進体制の整備

１ 図書館と学校等の連携

〔取組状況〕

幼稚園、保育園及び小・中学校における読書活動の取組への支援については、各学校等への団体貸出制度の周知や図書館から図書主任会への子供読書活動に関する情報提供などを実施してきました。また、小学２年生で行われる図書館見学の際には、見学と図書の貸出しを行うなど図書館利用の推進を図ってきました。さらに、市内中学生の社会体験チャレンジ事業*、高校生インターシップ（就労体験活動）、夏休み図書館員体験事業を実施するなど読書好きの子供を増やす事業なども展開してきました。

〔課題〕

図書館の団体貸出を活用しているのは、一部の小・中学校にとどまっており、図書館と学校等と相互連携は十分でない状況にあります。今後は、図書館と学校等との間で団体貸出を推進するとともに、情報交換できる場の充実に努めるなど、図書館と学校等との連携をさらに強めていく必要があります。



小学生の図書館見学の様子

2 市の推進体制の整備

〔取組状況〕

図書館や子供に関係する各課所や関係機関において、子供の読書活動推進のためのおはなし会や映画会などの取組を行ってきました。平成30年4月には、市及び学校、図書館、ボランティア等から構成される「深谷市子供読書活動推進協議会」を設置し、子供の読書活動の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

〔課題〕

図書館をはじめ、関係各課所や関係機関における取組は、それぞれの立場で個別に行われている状況です。今後は、家庭、学校、地域と関係各課所が連携し、子供の読書活動を総合的に推進していく必要があります。



おはなし会の様子

【第2次計画の成果目標の達成状況】

(1) 児童書の貸出冊数を増やします。

児童書の貸出冊数（図書館及び旧 L・フォルテ図書室）（図書館調べ）

平成29年度	第2次計画目標値	現況値（令和3年度）
236,733冊	244,000冊	219,504冊

児童書の貸出冊数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や滞在時間制限など通常の図書館活動ができない時期があったことなどの理由から目標を達成できませんでした。

(2) おはなし会等を通じて、読書好きの子供を増やします。

図書館が主催するおはなし会等の参加人数（図書館調べ）

平成29年度	第2次計画目標値	現況値（令和3年度）
3,185人	3,500人	434人

おはなし会等の参加人数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止や人数を制限して開催したことなどにより、目標を達成できませんでした。

(3) 子供が読書に親しむための推進体制を整備します。

子供読書活動推進協議会の開催回数（図書館調べ）

平成29年度	第2次計画目標値	現況値（令和3年度）
未設置	定期開催	1回

協議会開催については、平成30年度3回、令和元年度開催無し、令和2年度及び3年度は各1回実施し、継続的に開催しました。

(4) 本を読まない子供を減らします。

1か月の読書冊数が0冊の小・中学生の割合（読書に関するアンケート調査）

平成29年度	第2次計画目標値	現況値（令和4年度）
小2 3%	小2 2%以下	小2 5%
小5 3%	小5 2%以下	小5 7%
中2 24%	中2 18%以下	中2 24%

1か月の読書冊数が0冊の小・中学生の割合は、いずれの学年においても目標を達成できませんでした。本市の調査では、読書好きの小・中学生の割合は、小学5年生は増加しているものの小学2年生、中学2年生では減少しており、発達段階に応じた読書活動の定着が十分でないことなどが目標を達成できなかった理由と考えられます。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

子供が読書活動を通して、自発的に生きる力を身に付け、心豊かに成長するよう、第2次計画に引き続き、次の基本理念を掲げます。

- 読書活動を通じ、生きる力を持った子供を育てます。
- 家庭、地域、学校等が連携し、読書を通じ、豊かな心を持った子供を育てます。
- 自ら進んで読書する子供を育てます。

2 基本方針

市では国及び県の基本的方針を踏まえながら、本市の実情等を考慮し、次の3項目を計画の基本的方針とします。

(1) 家庭、地域、学校等で子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備

子供が自ら進んで読書に親しむ機会や環境を整備するには、まず、生活の場である家庭、地域、学校等の3つの「場」が連携することが重要です。そして、大人自身が、読書の大切さを理解して、家庭における読み聞かせ等の読書活動を通して、子供と読書を結ぶ最初のきっかけを示すことです。

「平成25年度全国学力・学習状況調査」の追加調査として実施された「保護者に対する調査」において、世帯収入が多いほど児童生徒の学力は高くなる、いわゆる「貧困と学力は相関する」という課題が報告されました。一方、その報告の中では、保護者が子供に対し「小さい頃絵本を読み聞かせした」、「本や新聞を読むように薦めている」、「子供と一緒に図書館へ行く」など家庭における読書活動への働きかけが子供の学力に良い影響を与えているとの報告もあり、その後の調査においても同様の報告がなされています。

経済格差の拡大による子供の貧困が社会問題となる中、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供がどのような状況であっても、楽しく、そして快適に読書活動ができる環境を周囲が育んでいくことが、とても重要なこととなっています。

そして、子供の時に身に付けた読書習慣が生涯にわたるものとなり、心豊かに成長することを願い、成長に応じた形で読書体験を深める機会を設けることが大切です。

市では、家庭や図書館、幼稚園、保育園、小学校、中学校等の関係機関が相互に協力し、子供の読書活動の推進に努めます。

(2) 子供の読書活動に関する啓発、広報の推進

子供の自主的な読書活動を定着させるには、読書活動の意義や重要性を家庭や学校はもとより、広く市民に理解され、応援していただくことが必要です。

市ではこの点を重視し、保護者や教員の集まる各種研修会や地域の公民館等を活用して、読書の意味とその重要性をPRするとともに、優良図書の紹介と普及、読書活動啓発資料の配布、読書情報の提供に努めます。また、インターネットの活用をさらに進め、図書館ホームページを充実するなど情報化の進展に対応した啓発、広報の充実に努めます。

(3) 子供が読書に親しむための推進体制の整備

子供の読書活動を総合的に推進するには、家庭、地域、学校等がそれぞれ連携し、子供の読書活動を推進するための「場」と「機会」を提供する活動を進める必要があります。

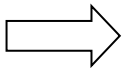
市ではこの計画の推進にあたり家庭、図書館、学校、ボランティアなど子供の読書活動の推進に関わる関係者から成る総合的な推進体制の整備・充実に努めます。

3 成果目標

計画の推進にあたり、次の4項目を目標に掲げ、継続的に進捗状況を把握し、達成度を確認していきます。

(1) 児童一人当たりの貸出冊数を増やします。

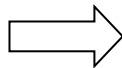
市立図書館における児童一人当たりの貸出冊数

現況値（令和3年度）		目標値（令和9年度）
10.0冊		11.0冊

※貸出冊数は、児童書の貸出冊数(実数)から児童一人当たりの冊数(平均値)に変更しました。計算方法：図書館児童書貸出冊数÷0歳～18歳の人口

(2) おはなし会等を通じて、読書好きの子供を増やします。

図書館が主催するおはなし会等の参加人数

現況値（令和3年度）		目標値（令和9年度）
434人		2,700人

※現況値（令和3年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、人数を制限して実施しました。

※目標値（令和9年度）は、新型コロナウイルス感染拡大前の値としました。

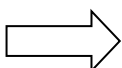
(3) 子供が読書に親しむための推進体制を整備します。

子供読書活動推進協議会の開催回数

現況値（令和3年度）		目標値（令和9年度）
1回		2回

(4) 本を読まない子供を減らします。

1か月間の読書冊数が0冊の小・中学生の割合（読書に関するアンケート調査）

現況値（令和4年度）			目標値（令和9年度）	
小2	5%		小2	4%以下
小5	7%		小5	5%以下
中2	24%		中2	18%以下

第 2 部 各論

第 1 章 家庭、地域、学校等で子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備

1 家庭における推進

〔現状と課題〕

家庭は、親が子供に絵本の読み聞かせを行い、子供と一緒に本を読むなど子供が読書活動をはじめるきっかけづくりの場です。

本市では、乳幼児期から家庭での読書活動を促すため、毎月保健センターで実施している4か月児健診時に赤ちゃんとその保護者へ絵本を手渡すブックスタート*を実施し、家庭での読書の重要性を伝えています。

また、市内小学校では親子読書月間を設けるほか、^{うちどく}家読*を推奨するなど、家庭での読書を推進する活動が行われています。

今後は、幼稚園、保育園、小・中学校及び図書館が連携し、子供が乳幼児期から本に接することの大切さや、子供一人での読書が困難な場合には、保護者が子供に読み聞かせを行うなど発達段階に応じた家庭での読書活動の重要性を保護者に理解してもらう活動を継続して実施する必要があります。

〔施策の方向性〕

家庭では、親が子供の読書活動の意義や大切さについて理解し、子供が本と出会うきっかけをつくることが求められています。

子供が言葉をおぼえ、親子の絆を深めるには、読み聞かせなど家庭での読書活動が重要です。

このため、本市では幼稚園や保育園、小・中学校における各種研修会等を利用して、保護者が家庭での読書活動の必要性や意義を理解できるよう読書パンフレット等を作成し、配布します。

また、図書館では、家庭と幼稚園、保育園及び小・中学校が一体となり互いに協力して子供の読書活動を推進できるよう、発達段階に応じた本の紹介を行うなど、家庭での読書活動を促す活動や研究に努めます。さらに、4か月児健診時においても家庭における親子での読書活動の意義を伝え、保護者が子供の読書活動に理解と関心を持ち、子供と共に読書体験が深められるような取組を推進します。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア ブックリスト*、読書パンフレットの配布 **継続**

幼稚園や保育園、小・中学校における各種研修会等を利用して、図書館や学校等において推薦する本のリストや読書推進に関するパンフレットを保護者や子供に配布します。

イ ブックスタート*の実施 **継続**

4か月児健診時に、赤ちゃんとその保護者に市イメージキャラクター「ふっかちゃん」を主人公にした絵本「ふっかちゃんとあそぼ」を配布し、家庭での読書活動の意義を伝えます。



ウ 赤ちゃんタイム*の実施 **継続**

乳幼児を連れた保護者も気兼ねなく図書館を利用できるよう、毎月第2木曜日に深谷図書館で実施していましたが、令和4（2022）年7月からは、毎週木曜日の10時から12時まで全館で実施しています。

エ ^{うちどく}家読*の推進 継続

保護者が子供に読み聞かせをするなどして子供と保護者が同じ本を読み、本の楽しさを共有する取組を、図書館や学校と連携して推進します。



オ 保護者への読書に関する啓発活動の推進 新規

保護者を対象とした絵本の読み聞かせ講座の実施等により、読書に関連する啓発活動を推進します。



「ちいさい子のためのおはなし会」の様子

2 地域における推進

(1) 図書館における推進

〔現状と課題〕

図書館は、子供がたくさんの本の中から自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを発見できる場所です。本市では、深谷、上柴、岡部、川本及び花園の5図書館で児童書の貸出しや読書相談等を行っています。

また、各図書館では、乳幼児から小学校低学年までの子供と保護者を対象に、おはなし会を毎月開催し、子供が本と出会う場をつくっています。

また、各館において子供読書コーナーを設置し、子供の読書環境の整備と絵本等の児童書の充実を図っています。中でも「花園こども情報交流図書館」は、児童書が蔵書の半数以上を占めており、子供が利用しやすいよう読書環境の整備が図られています。

今後は、子供だけでなく親子で利用しやすい施設となるよう整備を進めるとともに、読書推進事業を積極的に展開するなど、図書館には従来にも増して子供の読書活動への支援が求められています。

〔施策の方向性〕

図書館には、地域における子供の読書活動の推進拠点としての役割が求められています。

現在実施している「ちいさい子のおはなし会」や「おはなし会」など主に未就学児を対象とした事業に加え、中学生・高校生を中心としたヤングアダルト*を視野に入れ、それぞれの成長の段階に応じた事業の実施や読書相談の充実を図り、読書活動の支援に努めます。また、小・中学校や高等学校の学校図書館と連携を図ります。

子供の読書活動を推進するには、今後も読み聞かせやおはなし会をさらに充実させる必要があります。このため、読み聞かせ活動等に協力していただけるボランティアとの連携が大切であることから、現在も開催

している読み聞かせ等の専門的技術習得のための研修会をさらに充実し、ボランティアの育成を図るなど支援に努めます。

今後は、ICT*を活用した子供の読書活動を推進するための取組についても検討を進めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 子供向け読書推進事業の実施 **継続**

年齢層に応じた「おはなし会」や「映画会」、「読書会」を開催し、読書活動に親しむ機会を提供します。

イ 体験型事業の実施 **継続**

夏休み期間などを利用して、子供が図書館司書の仕事を体験する「子ども図書館員体験」事業を定期的に行うほか、手作り会・工作会など各年齢に応じた間接的なアプローチから図書館、読書への興味を引き出せる事業を推進します。

ウ ボランティア養成講座の実施 **継続**

より充実したボランティア活動が行われるよう、読み聞かせ等にかかる有識者等を招き、ボランティアの育成及び研修を行います。

エ 利用促進のための工夫 **継続**

教育委員会が選定する「ふかやふれあい必読書50*」や図書館が薦める本のブックリスト*や読書手帳*を配布し、季節や行事にあわせた本の展示や紹介を実施するなど、図書館の利用促進につながる工夫をします。

オ 職員の研修の充実 継続

埼玉県が実施する児童サービスに関する研修に職員が積極的に参加し、児童サービスの知識や読み聞かせなどの技能の習得を図ります。また、図書館内の研修により、職員全体のスキルアップを図ります。

カ 図書館と地域との連携 新規

公民館や幼稚園、保育園、子育て支援センター、学童保育室、ボランティア団体などへの図書館資料の団体貸出の利用を促進するため、団体貸出セットの整備を進めます。また、公民館やボランティア団体等と連携し、読書推進イベントを実施するなど子供が読書に親しむ機会の提供と環境整備に努めます。



(2) 図書館資料の整備・充実

〔現状と課題〕

インターネットの普及による書籍の電子化や読書離れの影響等により、図書館の利用者は全体的に減少傾向にあります。その傾向は今後も続くものと思われ、その中でも中学生、高校生といったヤングアダルト*の利用が大きく減少しています。

今後は、長く読み継がれる作品など子供が魅力を感じる児童書やヤングアダルト*向けの幅広い図書館資料、調べ学習等に対応した資料を整備することが求められています。

〔施策の方向性〕

地域の読書活動の推進拠点である図書館は、乳幼児からヤングアダルト*までを対象とした幅広い図書館資料の整備に努めていきます。

また、深谷、上柴、岡部、川本及び花園図書館の特色を生かし、利用者に魅力ある図書館資料の整備に努めるとともに、学校等と連携し、優良図書の整備を推進します。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 絵本や児童書等の整備・収集の充実 **継続**

子供の多様な読書要求に応えられるよう、「埼玉県推奨図書」などの優良図書の収集を行い、絵本、児童書、紙芝居及び視聴覚資料等の整備・充実を図ります。

また、各館に「ふかやふれあい必読書50*」の特設コーナーを設けます。

イ 子供向け新聞の整備 **継続**

子供が現在の諸課題を多面的に考察する力等を身に付けることができるよう、全館に子供向け新聞を整備します。

ウ ヤングアダルト*資料の充実 継続

中学生、高校生を中心とするヤングアダルト*を対象とする資料の整備を進め、全館に専用コーナーを設置し、「埼玉県の高校司書が選んだイチオシ本」など、興味を引く情報や資料の充実を図ります。

エ 各館の特色を持った蔵書の整備・充実 継続

子供が図書館へ気軽に通えるよう、花園図書館をはじめ各館で絵本及び児童書、ヤングアダルト*資料の充実を図ります。

また、子供とその保護者がともに来館しやすくなるよう、子育て支援や生活関連の書籍の整備・充実を図ります。

オ 市内小・中学校等と連携した蔵書の整備・充実 継続

子供が図書館で調べ学習等ができるよう、学校と連携しながら、各館に百科事典等調べ学習に対応した資料を整備します。



花園こども情報交流図書館の書架



「ヤングアダルト」コーナー
(深谷市立図書館)

（３） 市民団体等における推進

〔現状と課題〕

現在市内の図書館や幼稚園、保育園及び小・中学校において読み聞かせや語り聞かせ（ストーリーテリング）*、書架の整理を行うボランティアが活躍しており、子供の読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

今後も、図書館や学校等と連携し、子供の読書活動の推進を図っていく必要があります。また、新たなボランティアの養成や既存ボランティアの技術向上のため、引き続き研修会等を実施し、ボランティアへの支援・連携を図っていくことも必要となります。

〔施策の方向性〕

図書館では、市内で自主的に活動を行っている市民団体等に対し、団体への講師の紹介や団体貸出の制度の周知などにより市民団体等における子供読書活動の推進を支援していきます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア ボランティア活動の充実 **継続**

専門的知識を持った講師を招き、研修を実施するなど読み聞かせ、語り聞かせ（ストーリーテリング）*の技術の向上を図ります。

イ 図書館の団体貸出しの活用 **継続**

おはなし会や読み聞かせ、語り聞かせ（ストーリーテリング）*などの活動に使用する絵本や児童書について、図書館の団体貸出を活用します。

3 学校等における推進

(1) 幼稚園、保育園等における推進

〔現状と課題〕

幼稚園、保育園を対象にした読書活動についてのアンケートでは、アンケートに回答したすべての幼稚園、保育園で、子供に読み聞かせを行っており、読み聞かせにはボランティアとの連携が行われている園も増えています。各園では、子供が絵本や物語に興味を持ち、本の楽しさを味わうといった読書活動の重要性を認識した活動を実践しています。

幼稚園、保育園での読み聞かせにおいて、読み聞かせに適した本の紹介やボランティアとの連携を望む幼稚園、保育園もあり、ボランティアと園を結ぶ支援や協力等さまざまな方策が求められています。

また、多くの幼稚園、保育園及び子育て支援センター等が、図書室や読書コーナーを設置し、子供が本に親しみやすい環境を整えたり、園だよりを利用して保護者に優良図書を紹介したりと、それぞれが創意工夫をした取組を行っており、今後も継続する必要があります。

〔施策の方向性〕

幼稚園、保育園等では、絵本や児童書、紙芝居などの読み聞かせを行うとともに図書コーナー等を整備するなど、子供が本に興味を持ち、親しむことのできる環境整備が図られています。

今後、各園では絵本や児童書などのさらなる充実を図るとともに、教諭や保育士の研修等を通じ、読み聞かせの技術の向上に努めることも大切です。そのため、各施設の活動に協力していただけるボランティアとの連携に努めます。さらに、必要に応じ、教諭や保育士への読み聞かせの技術向上のための研修会を開催します。

また、保護者に対して子供の読書や親子での読み聞かせ等の意義や大切さを伝えるため、園だより等を活用し理解を深めていきます。

〔取組〕

【新規】は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

【継続】は前計画より行っている取組です。

ア 図書コーナーにおける絵本等の整備・充実 【継続】

児童の発達段階に応じた、絵本や児童書の充実を図ります。

イ 読み聞かせの充実 【継続】

園児の絵本等への興味や関心を育てるよう、読み聞かせを実施します。

ウ 教諭や保育士等の研修の充実 【継続】

読み聞かせ等の研修を行い、読書指導のスキルアップを目指します。

エ 保護者への読書の大切さの周知 【継続】

「園だより」や懇談会を通じて、読み聞かせや絵本を通した子供との関わりの大切さや、読んで欲しい絵本の紹介など、子供が本に親しむための情報発信に努めます。

オ 子供の本のコーナー充実 【新規】

図書の購入や団体貸出及びリサイクル本の活用等により、子供の絵本コーナーや家庭に貸出できる図書の充実を図ります。



幼稚園の図書コーナー

（２） 小学校、中学校における推進

〔現状と課題〕

市内の小・中学校では、児童生徒が読書習慣を身に付けるため、授業時間前に読書の時間を設ける朝読書*を実施しています。また、「ふかやふれあい必読書５０*」の名称で選定優良図書を指定し、読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、各校に学校司書*を配置したりするなど、児童生徒の読書活動を推進し、読書の楽しさや学びの土台を築く活動を行っています。

さらに、学校図書館では、小学生が授業で図書館の利用体験をしたり、中学生が図書館で調べ学習をしたりするなど、児童生徒が本に親しむ機会を設けています。

今後は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としての機能が発揮できるよう、図書資料のほか多様な資料を整備するとともに、発達段階に応じた読書相談や、読書に障害を持つ子供への支援などを実施していくことが求められています。

〔施策の方向性〕

小・中学校では、朝読書*の取組や「ふかやふれあい必読書５０*」を選定、配架するなど、優良図書を通じて児童生徒が読書の楽しさを体感するとともに、自主的な読書活動を推進しています。

また、学校図書館の蔵書を充実させ児童生徒が活用できるよう、司書教諭*、図書主任や学校司書*を中心とした組織的な体制を確立し、また、市立図書館とも連携するなど学校図書館の機能が十分発揮できるように努めます。

そして、すべての子供が読書活動を通して、知識を深め、思考力や表現力を身に付け、よりよく生きるための力を育成できるように努めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 学校図書館での図書の充実と利用促進 **継続**

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じられるよう、様々な形態の図書資料を整備するとともに、児童生徒に薦める図書や調べ学習に必要な参考図書の選定・収集に努め、さらなる蔵書の充実を図ります。

また、児童生徒が利用しやすいよう、図書の配置や紹介を工夫します。

イ 全校読書、朝読書*の実施 **継続**

読書習慣を身に付けるため、授業前の朝の読書活動を推進します。

ウ 「ふかやふれあい必読書50*」の活用 **継続**

子供が良い本に触れることができるよう、深谷市子供読書活動推進協議会において選定された「ふかやふれあい必読書50*」を所蔵し、活用します。

エ 読み聞かせや語り聞かせ（ストーリーテリング）*等によるおはなし会の実施 **継続**

図書委員、教諭、ボランティアによるおはなし会を実施します。

オ 学校司書*の配置 **継続**

市内全小・中学校に学校司書*を配置し、司書教諭*、学校図書主任等と連携した子供の読書・学習支援に取り組めます。

カ 学級文庫等、子供の本のコーナーの充実 **新規**

図書の購入や団体貸出及びリサイクル本の活用等により、各クラスの学級文庫等、子供の本のコーナーや家庭に貸出しできる図書の充実に努めます。また、外国の本など、支援が必要な児童生徒向けの本等を配本し、誰もが読書に親しめる環境づくりに努めます。

（３） 読書に障害のある子供の読書活動の推進

〔現状と課題〕

子供の読書活動の推進にあたり、市内の特別支援学校等では、図書や絵本を教材とした様々な工夫をこらした活動が展開されています。また、図書館では、拡大読書機、読み上げ機やタブレット端末*を設置し、大活字本、点字図書、布の絵本*、ＬＬブック*、デイジー資料*及びマルチメディアデイジー資料*を整備するなど読書に障害のある子供の読書活動の支援を行っています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）と視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）（令和元年法律第４９号）が施行され、様々な理由により、図書館を利用するうえで特別な配慮を必要とする子供が読書に親しめるよう、今後も環境整備に努めていく必要があります。また、グローバル化の進展に伴い、日本語を母語としない子供が読書活動を行える環境を整えていく必要があります。

さらに、それらの子供が読書活動を行うにあたり図書館を活用できるよう、あらゆる機会を捉えてＰＲを図っていく必要があります。

〔施策の方向性〕

図書館では、読書に障害のある子供が豊かな読書活動を経験できるよう図書館資料の整備や視聴覚機器の充実に努めます。また、その利用についてのＰＲを図ります。

また、ボランティアと連携し、布の絵本*や声による読書活動を支援するＣＤ等の資料整備に努めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です

ア 資料や機器の整備・充実 **継続**

障害の特性に応じた資料や機器の整備・充実に努め、読書に障害のある子供が快適に読書ができるよう支援します。

イ 外国語で書かれた資料の整備 **継続**

外国語で書かれた、又は外国語併記の絵本や児童書を収集し、専用コーナーを設置し、貸出しに努めます。

ウ 図書館資料の利用にかかるPRの実施 **継続**

障害者施設や学校等に対し、図書館が実施するサービスを周知するためのパンフレット等を配布し、その利用促進を図ります。

エ ボランティアとの連携 **継続**

ボランティアと連携し、布の絵本*の整備充実やデージー資料*の制作に努めます。



LLブックの書架

4 図書館、学校、市民団体等の連携

〔現状と課題〕

現在、市内の多くの幼稚園、保育園、小・中学校ではボランティアや協力団体による支援を受け、子供への読書活動の取組を行っています。

また、図書館及びボランティアが協力して実施している4か月児健診時のブックスタート*も保護者の間に定着し、家庭での親子の読み聞かせの意義や大切さを伝える良い機会となっています。

今後は、乳幼児からヤングアダルト*にかけての幅広い年齢層の子どもに対して切れ目なく適切な読書活動を支援していくためにも、学校や市民団体等と図書館が緊密な連携を取って読書活動の取組をさらに進めていく必要があります。

〔施策の方向性〕

図書館と学校、ボランティアなどが連携し、お互いの読書推進活動を補い合うとともに、情報の共有化を図り、それぞれの活動の質を高めることが望まれます。このため、図書館ではボランティアの育成やボランティア同士の交流の促進に努めます。また、図書館資料のリクエストについては、インターネットを用いた蔵書検索システムを活用し、県や他市の図書館との相互利用や、図書館の団体貸出により子供の要望に応じます。さらに、市内事業者等と連携した子供の読書活動推進の取組に努めます。

また、児童生徒がタブレット端末*等を活用し、気軽に図書館の情報を入手できるような取組を検討することにより、子供の読書活動の推進に努めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 図書館の団体貸出の促進 **継続**

市内学校図書館や市民団体等で所蔵していない図書を学校等での調べ学習や授業、おはなし会で利用できるよう、図書館の団体貸出のPRを行い、図書館資料の利用を促進します。

イ ボランティア養成講座の実施（再掲） **継続**

より充実したボランティア活動が行われるよう、読み聞かせ等にかかる有識者等を招き、ボランティアの育成及び研修を行うとともに、ボランティア同士の交流を図ります。

ウ 市民団体等と連携した読書推進事業の実施 **継続**

市内で活動しているNPO法人など市民団体と連携しておはなし会や映画会などを開催し、子供やその保護者に向けて、読書活動への興味、関心を高める事業を実施します。

エ 絵本「ふっかちゃんとおそぼ」の販売 **継続**

市全体で家庭における子供の読書活動を推進するため、市内外の事業者と連携して、絵本「ふっかちゃんとおそぼ」を販売します。

オ タブレット端末*を利用した読書推進活動の検討 **新規**

児童生徒がタブレット端末*を利用して気軽に読書に関する情報に触れられるよう、図書館ホームページや蔵書検索システムなどの図書館のICT*環境の整備・充実に努めます。また、図書館と学校が連携し、ICT*を活用した読書活動推進に係る取組の検討を進めます。

第2章 子供の読書活動に関する啓発、広報の推進

1 地域における啓発、広報

〔現状と課題〕

図書館では、毎年「子ども読書の日」を中心に、子供の読書週間展示事業を開催しています。また、各図書館では、それぞれがテーマを設け、推薦図書の展示や貸出を行い、子供が本に興味を持てるようにするとともに、読書の楽しさを知ってもらう活動を実施しています。

また、毎月の図書館だよりや市の広報紙におはなし会や季節ごとの読書行事等に関する記事を掲載し、事業の周知を図り、子供の読書活動を推進しています。

今後図書館では、児童書を含む図書館資料のニーズや読書活動についての調査を行うとともに子供が自ら読書に関する情報に触れられるようインターネットの活用をさらに進めるなど、情報化に対応した啓発や広報を行っていくことが求められています。

〔施策の方向性〕

図書館では読書活動や関連行事等について、定期的に保護者や子供へのアンケートを実施して、本のニーズや読書活動の実態調査を行い、読書活動の支援に努めます。

また、読書行事の周知や保護者への読書の意義や大切さを伝えるため、「図書館だより」、「広報ふかや」及び「公民館だより」の活用と併せて、公民館へ啓発資料の配置や読書推進ポスターを作成し掲示するなど、地域の協力を得ながら、子供の読書活動について地域や保護者の啓発に努めます。

さらに、図書館ホームページ内の「子供の読書活動に関するコーナー名称（こどもページ）」において、引き続きおはなし会等の行事の情報や推奨する図書等を子供にもわかりやすく掲載するなど、インターネットの活用をさらに進め、子供の読書活動推進に関する啓発、広報の充実を図ります。

〔取組〕

【新規】は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

【継続】は前計画より行っている取組です。

ア 図書館ホームページや市広報等への読書推進行事等の掲載【継続】

子供の読書活動の普及のため、図書館ホームページや市広報、図書館だより等に、おはなし会や映画会等のイベントや「ふかやふれあい必読書50*」等の情報を掲載します。また、インターネットの活用をさらに進め、図書館ホームページによる情報提供を充実します。

イ 「子ども読書の日*」を中心とした啓発・広報の実施 【継続】

4月23日の「子ども読書の日*」から始まる「こどもの読書週間」に、図書館各館において特集展示や行事を開催し、子供読書活動の推進に向けた機運が高まるよう、啓発活動を行います。



こどもの読書週間図書展示ポスター

2 学校等における啓発、広報

〔現状と課題〕

小学校、中学校では「ふかやふれあい必読書50*」や「埼玉県推奨図書」などの優良図書の推奨や「子ども読書の日*」の読書行事を通して読書活動の啓発を行っています。

また、幼稚園や保育園においても、「園だより」や保護者研修会等を通じ、優良絵本の紹介や絵本の選び方を紹介するなど、子供の読書活動に対する啓発や広報の活動を行っています。

今後、子供が自主的な読書により、豊かな心を持ち、学力の向上を図ることができるよう大人を含めた読書活動の啓発や広報の充実に努めていくことが求められています。

〔施策の方向性〕

幼稚園、保育園、小・中学校において実施している「ふかやふれあい必読書50*」などの優良図書や絵本の推奨を継続し、子供が本に親しみ、自主的・自発的に読書に取り組み、心豊かに成長するような読書活動の啓発に努めます。

また、保護者が読書の意義や重要性を認識することも、子供の自主的な読書習慣の確立に欠かせないことから、PTAや保護者会等と協力し、保護者への啓発や広報の充実に努めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 読書月間（週間）、キャンペーンの設置・実施 **継続**

読書月間(週間)、読書キャンペーンなどのイベントにより達成目標を掲げ、目標達成者を表彰するなど、全校読書の充実に図ります。

イ ^{うちどく}家読*の推進（再掲） 継続

「ふかやふれあい必読書50*」等を活用し、子供と保護者が同じ本を読み、本の楽しさを共有する取組を推奨します。



学校図書館の「おすすめの本」コーナー

第3章 子供が読書に親しむための推進体制の整備

1 図書館と学校等の連携

〔現状と課題〕

小学2年生での図書館見学や中学校での図書館体験学習は、ほぼすべての学校で実施されています。また、図書館と幼稚園、保育園、小学校及び中学校では、図書館でのリサイクル図書の活用を通じた連携が図られています。

その一方で、団体貸出を活用している学校は一部にとどまり、今後さらなる利用が望まれます。

〔施策の方向性〕

学校と図書館の間で図書館資料の団体貸出の推進を図るとともに、両者で読書活動の情報や意見を交換できる場の充実に努めます。また、小学生や中学生の図書館体験学習や調べ学習を積極的に支援し、子供が図書館に親しむ機会の提供に努めます。

さらに、図書館と学校図書館の相互連携が希薄であることから、お互いが協力して、子供の読書活動の推進や生涯にわたる読書習慣の確立に努めます。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 図書館と学校図書館との連携の充実 **継続**

図書館と司書教諭*、図書主任や学校司書*との意見交換の場を定期的に開催し、図書館と学校との情報共有を図り、連携を進めます。

イ 図書館の団体貸出の促進（再掲） **継続**

図書館資料を学校等で調べ学習や授業で利用できるよう、図書館の団体貸出のPRを行い、図書館資料の利用を促進します。

ウ 図書館見学の実施 継続

学校からの図書館見学を積極的に受け入れ、図書館利用を促進します。

エ 図書館での体験学習の実施 継続

中学生の社会体験チャレンジ事業*や、高校生等の職場体験を受け入れ、図書館や読書への興味・関心の向上を図ります。



小学生の図書館見学と貸出体験

2 市の推進体制の充実

〔現状と課題〕

現状では、子供の読書活動に関することは、図書館をはじめ、関係する各課所がそれぞれの立場で個別に行っています。

今後、子供の読書活動を総合的に推進できるよう、関係各課所で連携する必要があります。

〔施策の方向性〕

図書館をはじめ、関係する各課所、地区の公民館や子供関連施設とも連携し、子供の読書活動の推進に努めます。

また、市及び学校、図書館、ボランティア等が連携して子供の読書活動を総合的かつ計画的に推進していくため、協議会を開催し、情報共有を図ります。

〔取組〕

新規は今次計画から取り組むもの、すでに取り組んでいるが前計画に掲載がないもの、

継続は前計画より行っている取組です。

ア 子供の読書活動を推進する協議会の開催 **継続**

市及び学校、図書館、ボランティア等から構成される協議会を開催し、情報共有を図ります。

イ 公民館や子供関連施設との連携 **継続**

おはなし会や映画会等の共催により連携を図ります。また、より多くの子供の読書活動を促進するために、団体貸出やリサイクル本の活用等を推進します。

第 3 部 資料

1 用語解説

本文中の＊印が付いている用語を説明しています。

あ行

・ICT

通信を使ってデジタル化された情報をやりとりする技術。

Information and Communication Technology の略。

・赤ちゃんタイム

館内放送で乳幼児を連れた利用者への配慮を呼びかけることで、乳幼児を連れた利用者に図書館を気兼ねなく利用してもらう時間。

・朝読書

小・中学校において、読書を習慣づける目的で始業時間前に読書の時間を設ける運動。

・家読^{うちどく}

家族で読書の習慣を共有する取組で、家族で読んだ本について話し合う手法。

・LLブック

知的障害や発達障害のある人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

か行

・語り聞かせ（ストーリーテリング）

話し手（ストーリーテラー）が物語を覚えて、聞き手に対して語り聞かせること。

- ・ **学校司書**

学校図書館法第6条に位置付けられ、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館利用の一層の促進に資するため、もっぱら学校図書館の職務に従事する職員。

- ・ **学校図書館図書標準**

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。

- ・ **子ども読書の日**

シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることから「子どもの読書活動の推進に関する法律」で4月23日が「子ども読書の日」と定められた。

さ行

- ・ **司書教諭**

学校図書館法第5条に位置付けられ、12学級以上の学校に置かなければならない学校図書館の専門的職務のために置かれる教職員。

- ・ **社会体験チャレンジ事業**

市内事業所や公共機関で3日間程度の様々な職場体験を行うことにより、社会への関心を高め、職業に対する理解を求めるもの。

た行

- ・ **タブレット端末**

液晶画面にセンサーを搭載した、タッチパネル型の端末機。

- ・ **デイジー資料**

様々な障害を持つ人々や高齢者が快適に読書活動ができるよう、文字や音声、画像などを使ってわかりやすく作られたデジタル図書の規格。

Digital Accessible Information System の略。

- ・読書手帳

子供が、読んだ本を自分で記録、管理して財産にすることにより読書意欲を高め、読書の楽しさを知ってもらうために利用する小冊子。

な行

- ・布の絵本

児童が視覚だけでなく触覚でも楽しめるように、絵本を原本にして布や皮革、毛糸などの素材を用いて台紙に画の部分を立体的に張り付けてある絵本。

は行

- ・バリアフリーサービス

高齢のために通常の活字による読書が困難な方、発達障害などのために読むことが困難な方、肢体不自由・寝たきりなど身体の障害があり図書館へ来館するのが困難な方など「図書館の利用に障害のある方」が、少しでも図書館を快適に利用していただくためのサービス。

- ・ビブリオバトル

参加者が、自分で読んで面白いと思った本の魅力について決められた時間内で紹介しあい、全員が発表した後に参加者全員でどの本が一番読みたくなったかを決める勝ち抜き型の読書イベント。

- ・ふかやふれあい必読書50

学校、家庭、地域が連携し、望ましい読書習慣を形成することを目的とした深谷市独自の選定図書。「乳児」「幼児」「小学校低学年」「小学校中学年」「小学校高学年」「中学校」「高校生」の年代別に各7冊を選定している。

・ブックスタート

0歳児健診などの機会に、赤ちゃんとその保護者に「絵本」と「赤ちゃん絵本を開く楽しい体験」をプレゼントし、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動。深谷市では4か月児健診の際に行っている。

・ブックポップ

図書の紹介のための短いフレーズでの本の紹介文。

・ブックリスト

年齢やテーマなどの基準で選択されたおすすめ本の題名や内容紹介したりするために作られた目録。通常図書館ではリストの本は所蔵している。

ま行

・マルチメディアデイジー資料

パソコンやタブレット端末などで利用できる形態のデイジー資料。

や行

・ヤングアダルト

中学生や高校生を中心とした世代を、児童とも成人とも異なる要求を持った独自の存在として捉え、その世代向けの文学作品などをまとめて呼んだもの。

・YouTube（ユーチューブ）

インターネット上で動画を共有できるサービス。音声付きの動画を投稿・閲覧することができるもの。

2 法令等資料

◎子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子どもの読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

（財政上の措置）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

◎衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3 協議会設置要綱・名簿

◎深谷市子供読書活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における子供の読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、深谷市子供読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 子供の読書活動の推進に関すること。
- (2) 子供読書活動推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、深谷市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学校関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を1人置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、深谷市立図書館において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

深谷市子供読書活動推進協議会委員

任期：令和４年６月１日～令和６年５月３１日

氏 名	所属等	区 分
田村 明	埼玉工業大学名誉教授 深谷市図書館協議会委員長	学識経験者
石川 浩	深谷市立深谷中学校長 市内中学校長代表	学校関係者
市川 真理子	深谷市ＰＴＡ連合会長	関係団体を代表する者
小暮 政子	深谷子どもの本の会代表	関係団体を代表する者
長谷見 博美	家庭児童相談員	関係団体を代表する者
井上 朋子	深谷市立みらい幼稚園おかべ園長 市内保育園代表	関係行政機関の職員
高橋 尚希	学校教育課課長補佐兼指導主事 教育委員会担当指導主事	関係行政機関の職員
田部井 依基	教育総務課主査兼指導主事 市内幼稚園代表	関係行政機関の職員
小谷野 聖二	深谷市立川本北小学校長 市内小学校長代表	学校関係者
田部井 訓子	深谷市立豊里小学校 市内小学校教諭代表	学校関係者
三橋 尚美	深谷市立藤沢中学校 市内中学校教諭代表	学校関係者
蓮実 文子	埼玉県立深谷商業高等学校 市内高等学校代表	学校関係者

4 策定までの経緯

年月日	件 名	内 容
令和4年 6月29日	第1回協議会	委嘱、会長及び副会長選出、計画の概要の説明等
6月～9月	アンケート調査実施	①読書活動に関するアンケート調査 ・小学2年生・5年生、中学2年生 ・幼稚園、保育園、認定こども園に通う保護者 ②深谷市教育機関子供読書活動調査 ・幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校
10月12日	第2回協議会	計画案の協議
11月25日	第3回協議会	計画案の協議
令和5年 1月17日 ～31日	パブリックコメント	（図書館、公民館各館及び市ホームページ等に掲示）
2月 9日	第4回協議会	計画案の協議、策定
2月22日	図書館協議会	計画案の報告
3月 8日	教育委員会定例会	計画の議決
4月	公 表	

第3次深谷市子供読書活動推進計画

令和5年3月

発 行 深谷市教育委員会

編 集 深谷市立図書館

〒366-0822 深谷市仲町19番3号

TEL 048-571-8210

FAX 048-574-5488

URL <http://lib.city.fukaya.saitama.jp/>

E-mail tosyo@city.fukaya.saitama.jp